

特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいがある 20 歳未満の子どもを養育している家庭の、生活の安定と児童の健やかな成長を助けるための制度です。

支給対象者

20 歳未満で、身体か知的・精神に中度以上の障がいがある児童を養育している父か母、または父母に代わって養育している人

令和 4 年度の支給額 ※年 3 回支給

1 級 児童 1 人につき月額 52,400 円

2 級 児童 1 人につき月額 34,900 円

障害児福祉手当

在宅での日常生活において、重度の障がい等で特に必要とされる介護などの負担を軽減するための制度です。

支給対象者

身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の人

令和 4 年度の支給額 ※年 4 回支給

月額 14,850 円

※特別児童扶養手当と障害児福祉手当のどちらも、障害年金を受給している児童や、児童福祉施設などに入所している児童は対象となりません。また、受給者や同居家族等の所得制限があります。

特別障害者手当

日常生活において常時特別な介護を必要とし、極めて重度の障がいがある 20 歳以上の人への手当です。

支給対象者

身体か知的・精神に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳以上の人（個々の詳しい基準は、福祉課障がい支援係に問い合わせてください）
※施設(老人保健施設、障がい者支援施設など)に入所している人や、3 カ月以上の入院をしている人は対象になりません。また、受給者や同居家族等の所得が制限を超えている場合は、対象とならないことがあります。

令和 4 年度の支給額 ※年 4 回支給
月額 27,300 円

☎ 福祉課 障がい支援係

☎ 286 - 3115

まちづくり活動団体支援助成金の申し込み開始

町では、さまざまな分野で自主的・主体的に公益性の高い活動を行っている「まちづくり活動団体」が活動しやすい環境を作るために、「まちづくり活動団体支援助成金」事業を実施します。

主な内容

申込期間 4 月 1 日(金)～4 月 28 日(木)

団体条件 まちづくりを主たる目的とし、主に町内で自主的かつ公益的な活動を行う団体(他にも一定の要件があります)

助成金額 対象経費の合計額(上限 20 万円、予算の範囲内で交付)

※申し込み方法など詳しくは、町ホームページをご覧ください。



対象となる事業

- ・健康、福祉、医療の増進を図る事業
- ・子どもの健全な育成を図る事業
- ・学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る事業
- ・観光、レクリエーションの振興を図る事業
- ・地域づくりの推進を図る事業
- ・国際交流、地域間交流の推進に係る事業
- ・町特産品の開発などの推進に係る事業
- ・平成 28 年熊本地震の記憶の継承に係る事業
- ・その他まちづくり活動に寄与すると認められる事業

☎ 企画財政課 復興企画係 ☎ 286 - 3223